

定額減税説明会のよくある質問 (源泉所得税編)

令和6年4月15日

東京国税局 課税第二部 法人課税課

定額減税の概要

控除対象者①（定額減税適用の選択の可否）

Q **給与所得者が、主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けるか受けないかを、自分で選択することはできますか。**

また、**給与の支払者の判断**で定額減税の適用を行わないことを**選択することはできますか。**

A 令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者の人（その給与の支払者に扶養控除等申告書を提出している居住者の人）については、一律にその主たる給与の支払者のもとで月次減税額の控除の適用を受けることとなりますので、**給与所得者がこの減税の適用を受けるか受けないかを選択することはできません。**

また、**主たる給与の支払者において、月次減税額の控除の適用を行うかどうかを選択することもできません。**

控除対象者②（所得制限を超える人に対する定額減税）

Q 年間の給与収入が明らかに2,000万円を超える人や給与収入以外の所得により、**令和6年分の合計所得金額が1,805万円を超えることが明らかな人**についても月次減税の計算は行わなければなりませんか。

本人の申出によって月次減税をせずに確定申告で定額減税の適用を受けることはできますか。

A 給与所得者については、主たる給与の支払者のもとで、令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与等に係る源泉徴収において、月次減税額を順次控除することとされています。

このため、合計所得金額が1,805万円を超える人であっても、主たる給与の支払者のもとで、令和6年6月以後の給与に係る源泉徴収において、**一律に減税額の控除を受けることになりません**ので、**給与所得者がこの減税の適用を受けるか受けないかを選択することはできません**。

一方、合計所得金額が1,805万円を超える人については、年末調整の際に年調所得税額から行う控除（年調減税）の適用が受けられませんので、年末調整の際にそれまで控除した額の精算を行うこととなりますが、主たる給与の支払者からの給与収入が2,000万円を超える人は年末調整の対象となりませんので、その人は確定申告で最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算を行うこととなります。

なお、主たる給与の支払者からの給与収入が2,000万円以下で年末調整の対象となる人であっても、その他の所得があるために合計所得金額が1,805万円を超える人については、年調減税を受けることはできません。

控除対象者③（主たる給与以外の収入のある人の定額減税）

Q **2か所から給与の支払を受けている場合に、従たる給与（乙欄適用給与）に係る源泉徴収税額について定額減税の適用を受けるためには、どのようにしたらよいでしょうか。**

A 給与等に係る源泉徴収税額からの定額減税においては、**主たる給与の支払者のもとでのみ控除**されることになっていて、従たる給与の支払者のもとで控除されることはありません。

したがって、定額減税額のうち主たる給与の支払者のもとで控除しきれなかった金額がある場合、**確定申告を行った際に**、主たる給与と従たる給与（給与所得以外の申告をする必要のある所得がある場合には、その所得を含みます。）を合わせたところで計算される年間の所得税額との間で、**控除しきれなかった金額を精算**することになります。

Q 厚生労働大臣等から**公的年金等の支払を受ける人**については、その公的年金等に係る源泉徴収税額から定額減税の適用を受けますが、その人についても、その**主たる給与の支払者のもとで、月次減税額の控除を行う**のでしょうか。

A 公的年金等に係る源泉徴収税額から定額減税の適用を受ける人についても、**主たる給与の支払者のもとで控除対象者となる場合には、月次減税額の控除を行う**ことになります。

なお、給与等と公的年金等とのそれぞれの源泉徴収税額から減税額の控除を重複して受けることとなりますが、この重複した控除については、**確定申告を行った際に、最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われる**こととなります。

基準日在職者①（組織変更・営業譲渡）

Q 令和6年7月に当社は合同会社から株式会社へ組織変更しましたが、従業員は引き続き当社に勤務しています。このような場合、引き続き勤務している従業員は基準日在職者に該当しますか。

A 組織変更により給与の支払者につき変更があったことにはなりませんので、その法人の従業員は同一の法人に継続して雇用されているものとして取り扱われます。したがって、組織変更前の法人で基準日在職者であった人は、組織変更後においてもすべて基準日在職者に該当することとなります。

Q 当社はA社から令和6年7月に販売部門の営業の譲渡を受け、従来A社の販売部門に所属していた人は、その全員が当社に勤務することになりました。この場合、営業の譲渡によりA社から当社に転職したすべての人が基準日在職者に該当すると解して差し支えないですか。

A 営業譲渡の場合には、その従業員はA社のもとをいったん退職した後、貴社に就職したことになるので、令和6年6月1日現在、貴社に勤務しており、扶養控除等申告書を提出している人を除き、基準日在職者に該当しないこととなります。

基準日在職者②（他の支店等への転勤・休職者）

Q 給与所得者が、同一の給与の支払者の国内にある他の支店や営業所などで、源泉所得税の納税地を異にする給与支払事務所へ転勤をした場合の定額減税額の控除は、どのようになりますか。

A 給与所得者（甲欄適用者に限ります。）が、同一の給与の支払者の他の支店、営業所等で、源泉所得税の納税地を異にする給与支払事務所へ転勤をした場合には、その人の給与に関する事務の全部を転勤先に移管することにより、転勤先で月次減税事務を行うことになります。

Q 令和6年4月以前から引き続き勤務している従業員が、令和6年4月から6か月間育児休業を取得（休職）することとなったため、その間、給与の支払はありません。このような人は、基準日在職者に該当しますか。

A 休職中の従業員が、令和6年6月1日現在においてその給与の支払者から実際に給与の支払を受けていない状況にあるとしても、同日現在その支払者の従業員としての身分があり、かつ、その支払者に扶養控除等申告書を提出している限り基準日在職者に該当します。

なお、このような人については、主たる給与の支払者のもとで、その復職後実際に支払われる令和6年分の給与から月次減税額の控除を受けることになります。

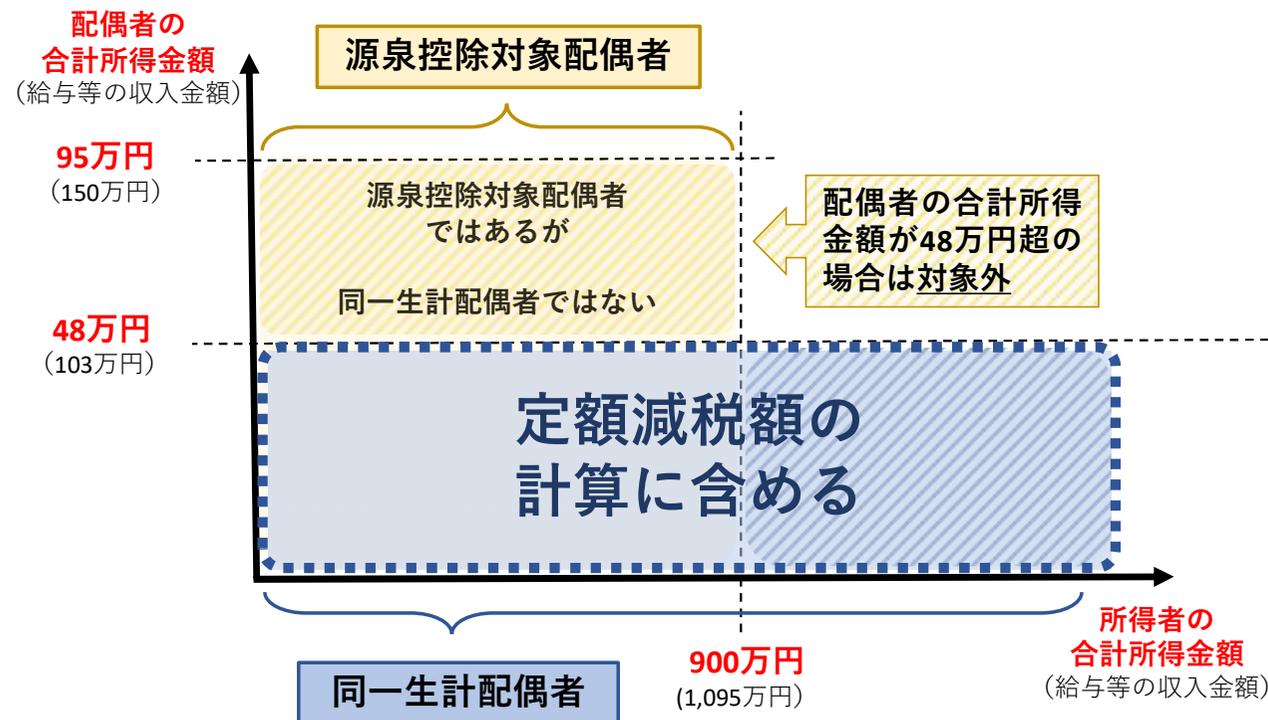
月額減税事務

月次減税額の計算①（源泉控除対象配偶者）

Q 扶養控除等申告書に氏名等が記載されている「源泉控除対象配偶者」の中には、令和6年中の所得金額の見積額が48万円超95万円以下の配偶者も含まれます。このような配偶者は月次減税額の計算に含めないとされていますが、この配偶者に係る減税はどのようになりますか。

A 令和6年中の合計所得金額の見積額が48万円超の配偶者については、月次減税額の計算に含めないこととされていますので、扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象配偶者の令和6年中の「所得金額の見積額」欄が48万円以下か否かをご確認いただくこととなります。

令和6年中の合計所得金額の見積額が48万円超の配偶者については、配偶者自身の所得税において定額減税額の控除が行われることとなります。



月次減税額の計算②（障害者である同一生計配偶者）

Q わたし（所得者本人）は合計所得金額が900万円を超えると見込まれるため、扶養控除等申告書には、同一生計配偶者に該当する妻を源泉控除対象配偶者としては記載していませんが、妻は障害者に該当することから、**妻の氏名等を「障害者」の欄に記載**しています。この妻については、月次減税額の計算のための人数に含めることができますか。

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する者がいない場合は、以下の各欄に記入する

区分等	(フリガナ) 氏名	番号	老人扶養親族 (昭和31.11以前生)	令和6年中の 所得の見積額	非居住者である親族	住所又は居所
源泉控除 A 対象配偶者 (注1)						

障害者、寡婦、 ひとり親又は 勤労学生	障害者 <input checked="" type="checkbox"/>	区分	該当者	本人	扶養親族	寡婦	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の8をお読みください。)	
		一般の障害者				<input type="checkbox"/>		
		特別障害者				<input type="checkbox"/>		
		同居特別障害者				<input type="checkbox"/>		
		同一生計 配偶者(注2)						

記載ナシ

記載アリ

A 月次減税額の計算に含めることができる同一生計配偶者は、①扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象配偶者のうち、合計所得金額が48万円以下の人と、②「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に記載された同一生計配偶者のいずれかとなります。

したがって、**源泉控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者**を月次減税額の計算に含めるためには、扶養控除等申告書に**障害者として記載している場合であっても、「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に記載して提出する必要があります。**

月次減税額の計算③（16歳未満の扶養親族）

Q 「16歳未満の扶養親族」について、扶養控除等申告書に記載していない従業員がいます。このような従業員の**16歳未満の扶養親族を月次減税額の計算に含めるための方法**を教えてください。

A 従業員の方は、最初の月次減税事務までに**16歳未満の扶養親族を扶養控除等申告書の「住民税に関する事項」に記載**して、再提出することで、その扶養親族を月次減税額の計算に含めることができます。

なお、扶養控除等申告書の再提出に代えて、「**源泉徴収に係る定額減税のための申告書**」を提出することによっても、16歳未満の扶養親族を**月次減税額の計算に含めることができますが、この場合には、年末調整の際にその16歳未満の扶養親族を「年末調整に係る定額減税のための申告書」へ記載**して提出する必要があります（16歳未満の扶養親族を扶養控除等申告書の「住民税に関する事項」に記載していれば、異動がない限り、年末調整の際に申告書を提出する必要はありません。）。

月次減税額の計算④（扶養親族の異動）

Q わたしの妻は7月に子どもを出産予定で、その子が産まれた場合には、わたしの扶養親族となる見込みです。7月に**扶養親族（子ども）が増えた場合には、月次減税額も30,000円増えること**になるのでしょうか。

A 月次減税額は、最初の月次減税事務までに提出された扶養控除等申告書等により確認した「**同一生計配偶者と扶養親族の数**」によって決定しますので、**その後「同一生計配偶者と扶養親族の数」に異動があった場合でも、月次減税額を再計算することはありません**。最終的な定額減税の額は、年末調整又は確定申告で調整することになります。

Q **今年の4月にわたしの扶養親族であった母が亡くなりました**。この扶養親族であった母は月次減税額の計算に含めてよいのでしょうか。

A 死亡した親族が扶養親族であったかどうかの判定は死亡時の現況により判定することとされています。

したがって、令和6年6月1日より前に死亡した親族についても、**その親族の死亡の日の現況で扶養親族であると判定**されるのであれば、令和6年分においては扶養親族に該当しますので、**月次減税額の計算に含める**ことになります。

月次減税の方法等（対象となる給与等①）

Q 月次減税額を控除する対象は、令和6年6月以降の毎月の給与のほか、**賞与から源泉徴収する税額も対象となりますか。**

また、給与の支払者が支給する**各種手当や定期的な賞与以外の報奨金・一時金**（賞与課税されるもの）についても、**対象となりますか。**

A 月次減税額の控除の対象となる令和6年分の給与等については、**俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与**（所得税法第28条に規定するもの）とされており、**その名称にかかわらず、各種手当や現物給与、賞与課税される一時金等についても給与所得に該当するものは対象となります。**

Q 6月の給与の支給日の前に賞与の支給を予定していますが、月次減税額はその**賞与の源泉徴収税額から先に控除することになりますか。**

A 月次減税額は、**令和6年6月1日以後最初に支払う給与等**に係る控除前税額から順次控除することとされていますので、その最初に支払う給与等が**賞与であるか通常の給与であるかは問われません。**

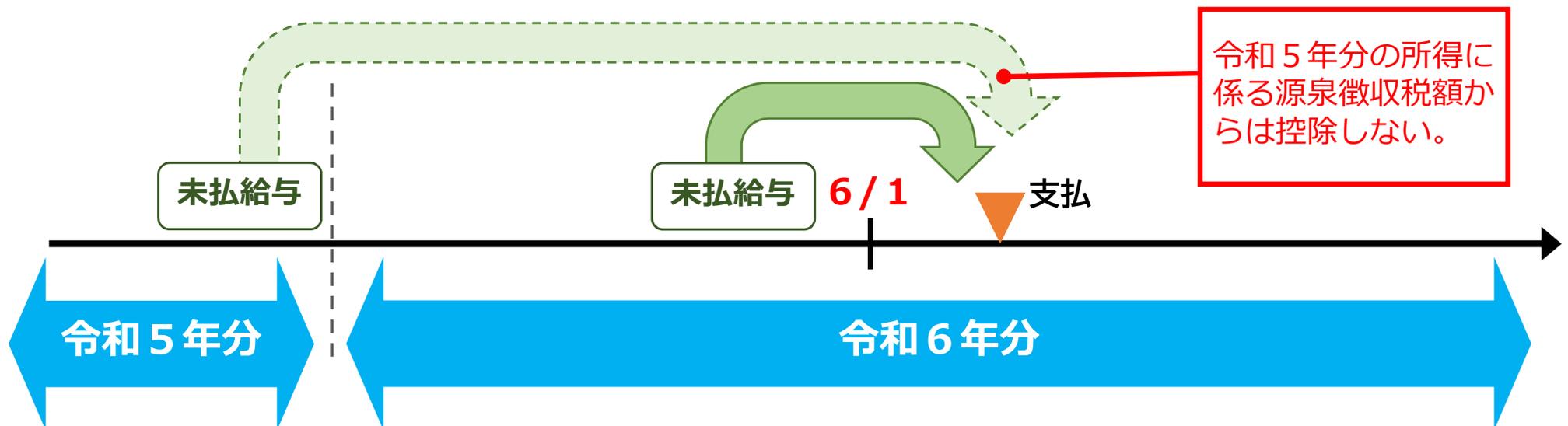
したがって、6月の最初に支払う給与等が賞与である場合には、その**賞与から先に月次減税額を控除することになります。**

月次減税の方法等（対象となる給与等②）

Q 令和6年5月分の給与のうち、未払となっていた部分を同年6月に支払いますが、この給与の支払時に徴収する源泉徴収税額から月次減税額を控除しますか。

A 月次減税額は、令和6年6月以後に支払われる**令和6年分の給与所得に係る控除前税額から控除すること**とされていますので、令和6年分の未払給与を6月以後に支払うこととなったときは、その控除前税額から月次減税額を控除することになります。

なお、**令和5年分の給与所得に係る源泉徴収税額（令和5年分所得税）からは月次減税額を控除できません**ので、令和5年に支払うべきであった給与が未払となっていたような場合は、その未払給与を令和6年6月以後に支払うこととなったとしても、その源泉徴収税額からは控除しません。



月次減税の方法等（対象となる給与等③）

Q 6月の給与の支給日の後、6月末に賞与の支給を予定しています。多くの従業員が**6月の給与の源泉徴収税額だけでは月次減税額を控除しきれない**と思いますので、**6月の給与の際は控除せずに6月末の賞与から控除を開始**してもいいですか。

A 月次減税額は、**令和6年6月1日以後最初に支払う給与等に係る控除前税額から順次控除**することとされていますので、最初に支払う給与だけでは月次減税額の控除がしきれないことが見込まれる場合であっても、**まずは6月の給与に係る控除前税額から月次減税額を控除**し、控除しきれない金額がある場合には、6月末の賞与に係る控除前税額から月次減税額を控除することになります。

Q 令和6年6月に支払う給与に係る源泉徴収税額がなく、同年7月に支払う給与に係る源泉徴収税額のある人は、7月において月次減税の適用を受けられますか。

A 扶養控除等申告書を提出していれば、令和6年6月に支払う給与が少額であるなどの理由により控除前税額がないために6月分の給与で月次減税額の控除を行えない場合であっても、7月以降の給与では控除を行うことができます。

控除後の事務

Q 給与支払明細書に、実際に控除した**月次減税額の金額を記載するスペースがない**のですが、どのようにすればいいでしょうか。

A 余白がない場合など、給与支払明細書に実際に控除した月次減税額の金額を記載することが難しい場合には、例えば、**別の用紙に「定額減税額（所得税）×××円」などと記載**して交付いただいても差し支えありません。

Q 月次減税事務を行った結果、全ての従業員で源泉徴収税額がゼロとなったため、**納付すべき税額はありません**が、この場合には、納付書（給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書）の提出は不要でしょうか。

A 月次減税額の控除等により、**納付すべき税額がなくなった（「本税」欄が「0」）場合でも**、納付すべき税額がある場合に準じて納付書の各欄の記入を行った上で、その**納付書（給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書）を必ず所轄税務署に提出**してください。

年調減税事務

年調減税事務① (同一生計配偶者に係る申告)

Q 従業員Aからは、**6月の月次減税額の控除の際に**、同一生計配偶者について記載された「**源泉徴収に係る定額減税のための申告書**」の提出を受けています。

この場合、年調減税額の計算の際に、従業員Aから新たに何らかの申告書の提出を受ける必要がありますか。

A 同一生計配偶者について記載した「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」の提出を受けた場合であっても、**年末調整の際に、配偶者控除等申告書（又は年末調整に係る定額減税のための申告書）の提出を受ける必要**があります。

また、同一生計配偶者について、**源泉控除対象配偶者として記載した扶養控除等申告書の提出を受けた場合においても、年末調整の際に、配偶者控除等申告書（又は年末調整に係る定額減税のための申告書）の提出を受ける必要**があります。

※ 年末調整においては、同一生計配偶者のうち、①控除対象配偶者に該当する人については配偶者控除等申告書に記載し、②控除対象配偶者に該当しない人については年末調整に係る定額減税のための申告書に記載することとなります。

(注) 配偶者控除等申告書に記載があっても、「**配偶者特別控除の適用を受ける配偶者**」については、年調減税額の計算に**含めることはできません**。

年調減税事務② (非居住者となる扶養親族)

Q 月次減税額の計算に含めた扶養親族が、令和6年8月以降に海外に留学し、令和6年12月31日時点では非居住者となる見込みです。この場合に、その非居住者となった扶養親族は、年調減税額の計算には含めますか。

A 「居住者である扶養親族」や「居住者である同一生計配偶者」に該当するかどうかについては、原則として令和6年12月31日の現況で判定することになりますので、月次減税額の計算に含めた扶養親族等であっても、年の中途で出国し非居住者となった場合には、その非居住者となった扶養親族等については年調減税額の計算には含めないこととされています。

したがって、8月に海外に留学して非居住者となった扶養親族は、年調減税額の計算には含めません。

(注1) 月次減税額と年調減税額との間に差額が生じる場合には、年末調整時に精算が行われることとなります。

(注2) 上記のとおり、「居住者である同一生計配偶者」や「居住者である扶養親族」に該当するかどうかの判定は、原則として令和6年12月31日の現況で判定することになりますが、**給与所得者本人**が年の中途で出国し非居住者となった場合や死亡した場合には、その給与所得者の**出国時**や**死亡時の現況**において判定を行うこととなります。

定額減税特設サイト

国税庁HP「定額減税 特設サイト」について

定額減税 特設サイト

所得税の定額減税に関する最新の情報はこちら



所得税の定額減税の詳細については、国税庁のホームページをご覧ください。

- 「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」（パンフレット）
- 「令和6年分所得税の定額減税Q & A」
- 定額減税に関する各種様式 等を公表しており、随時情報を更新します。

○ 給与支払者向け所得税定額減税コールセンター

設置期間 令和6年3月1日～令和6年7月末日

電話番号 0570-02-4562

9:00～17:00（土日祝日除く）

○ 給与支払者向け定額減税説明会の開催（各税務署主催）

開催期間 令和6年3月下旬～令和6年5月下旬

開催日程 「定額減税特設サイト」を確認してください。

(参考) キャッシュレス納付について

源泉所得税の納付はキャッシュレス納付が便利です！

源泉所得税の納付は、①金融機関や税務署等の窓口へ赴く必要がなく、②自宅や事務所などからの納付手続きが可能な「キャッシュレス納付」が便利です。

詳しくは、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」をご覧ください。

(https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm)

ダイレクト納付が更に便利になります！

- 令和5年度税制改正により、「ダイレクト納付の利便性の向上」について措置されました。
- 令和6年4月1日以降、e-Taxで電子申告を行う際に、納税についてダイレクト納付で行う意思表示を行うことで、改めて納付指図等を行うことなく、法定納期限^(※)に自動で口座引落しを行えるようになります。

※ 法定納期限当日に電子申告を行った場合はその翌取引日